



# 日本リンパ浮腫学会における学術集会等開催時の 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2021年 6月 3日 策定

一般社団法人日本リンパ浮腫学会

新型コロナウイルス感染症予防対策検討ワーキンググループ

## 目次

I. 趣旨	1
II. ガイドラインの対象	1
III. 参考とした資料	1
IV. 参加者の安全対策	2
1. 事前準備	2
(1) 関係者間での方針策定	2
(2) アナウンス	3
2. 会期中	4
(1) 参加受付	4
(2) クローク	5
(3) セッション会場	5
(4) 併催展示会	6
(5) 食事会場	7
(6) パブリックスペース	8
(7) 有事対応	8
3. 会期後	8
V. 運営関係者の安全対策	9
VI. 開催施設への依頼事項	10
VII. 身体接触を伴う実技研修	11

## I. 趣旨

本ガイドラインは、一般社団法人日本リンパ浮腫学会（以下「本学会」と称す）が、開催地域における各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、政府や各都道府県より発出される方針及び新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言、業種別ガイドライン等を踏まえ、対面にて会員等が集合する学術集会等を開催する際に実施しなければならない新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大防止のための指針を示すものである。

なお、

- (1) 開催地域においてイベント開催が認められていることを前提として、対面での学術集会・研修等の開催は「感染拡大が抑制できている状態」「感染が概ね抑制できている状態」において実施可能とする。
- (2) 身体接触を伴う実技研修は、「感染拡大が抑制できている状態」において実施可能とする。

## II. ガイドラインの対象

本学会が主催する学術集会、研修会、講演等

## III. 参考とした資料

本ガイドライン策定にあたっては、政府（新型コロナウイルス感染症対策本部）対処方針 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/taisaku\\_honbu.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html) の他、以下の資料を参考とした。

- 内閣官房 HP 「業種別ガイドライン [guideline.pdf \(corona.go.jp\)](https://www.corona.go.jp/guideline.pdf)」 より
  - ・ 一般社団法人日本医師会（医療サービス等より）：  
[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/a\\_guidolines.pdf](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/a_guidolines.pdf)
  - ・ 一般社団法人日本コンベンション協会（集会場、公会堂より）：  
新型コロナウイルス感染症禍における MICE 開催のためのガイドライン 第4版  
[88ed6757d6bede8601990d4ed86bda4b.pdf \(jp-cma.org\)](https://www.cma.org/88ed6757d6bede8601990d4ed86bda4b.pdf)
  - ・ 公益社団法人日本青年会議所（集会場、公会堂より）：  
カンファレンス開催ガイドライン  
[7f181b84fa3b9618fa1f34cfe43b581a.pdf \(jaycee.or.jp\)](https://www.jaycee.or.jp/7f181b84fa3b9618fa1f34cfe43b581a.pdf)
- 文部科学省 HP :
  - ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」  
[https://www.mext.go.jp/content/20210428-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210428-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf)

- ・ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」  
(別添資料)  
[https://www.mext.go.jp/content/20210428-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210428-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)
- 公益社団法人日本看護協会 HP :  
[https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid\\_19/document/index.html](https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/covid_19/document/index.html)
- 公益社団法人日本理学療法士協会 HP :  
<http://www.japanpt.or.jp/about/jpta/info/20200331.html>
- 一般社団法人日本作業療法士協会 HP :  
[https://www.jaot.or.jp/files/news/covid19/COVID-19\\_OTgyoumu\\_Ver3.pdf](https://www.jaot.or.jp/files/news/covid19/COVID-19_OTgyoumu_Ver3.pdf)
- 一般財団法人訪問リハビリテーション振興財団 HP :  
[e70aff98333ed96ab837e3901c9e8780.pdf \(hvrpf.jp\)](https://www.hvrpf.jp/e70aff98333ed96ab837e3901c9e8780.pdf)
- 福岡県庁 HP :  
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-cooperation-event.html>
- 公益財団法人アクロス福岡 HP :  
[https://www.acros.or.jp/s\\_facilities/pdf/covid19\\_6/pdf01.pdf](https://www.acros.or.jp/s_facilities/pdf/covid19_6/pdf01.pdf)
- 国立大学法人東北大学 HP :  
[https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/pdf/campus/event\\_guideline\\_ja.pdf](https://www.bureau.tohoku.ac.jp/covid19BCP/pdf/campus/event_guideline_ja.pdf)

#### **IV. 参加者の安全対策**

##### **1. 事前準備 :**

##### **(1) 関係者間での方針策定 :**

- ① 主催者、運営事業者、開催施設等の役割分担・責任範囲を定め、関係者間で共有するとともに それぞれの組織における責任者を決定する。
- ② 延期及び中止、あるいはオンライン開催を判断する基準・プロセスを定める。
- ③ 現地参加・オンライン参加にかかわらず、オンライン参加登録を必須とする等、感染発生時のトレースが可能な体制の構築を検討する。
- ④ 出展企業を含むすべての参加者より「健康状態申告書」の提出を求める。参加者は申告書に予め記入のうえ来場するよう通知する。
- ⑤ 会期後感染が確認された場合に連絡が取れるように、運営関係者の氏名・連絡先のリストを作成する。

- ⑥ 登壇予定者が発症もしくは発症の疑いにより講演が不可能になった場合の代替案を検討しておく。
- ⑦ 事前登録により参加費支払済の参加者が、入場時の検温等により発熱が認められ、参加できなかった際の対応について、あらかじめ規定しておく。
- ⑧ 感染が疑われる参加者が出た場合を想定し、対応を協議しておく。
- ⑨ 有事に備え、会場の所轄保健所、医療機関を把握する（開催施設に確認する）。
- ⑩ 開催施設や自治体毎に作成されているガイドラインと、本ガイドラインの相違点を踏まえ、方針を策定する。

## （２）アナウンス：

- ① 主催者による感染症拡大防止への取り組み内容と、それに伴う参加者の遵守事項について、Web サイトやメール等により開催前早期段階より以下のような情報発信を行う。
- ② 来場自粛の基準提示：
  - A) 37.5 度以上の発熱ないし普段より体温が高い、あるいは咳・咽頭痛等の症状がある場合
  - B) 過去 14 日以内に感染が継続拡大している国・地域への訪問歴がある場合
  - C) 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者であることが判明した場合
  - D) 過去 14 日以内に入国制限等のある国・地域からの渡航者・在住者との濃厚接触がある場合
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議提言による「ソーシャルディスタンスの確保」「マスクの着用」「手洗い」からなる基本的な感染対策の徹底と参加者への協力要請
- ④ 会期前・会期中・会期後を通じた感染拡大防止策実施への協力依頼と理解促進：  
具体的には、参加者情報の登録、来場前の検温、ソーシャルディスタンスの確保・開催施設内での誘導動線・入退場口等運用ルールへの協力、会期後アンケート（必要な場合）への協力、従来水準と比べた各種サービスの内容変化への理解等
- ⑤ 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の活用について周知する。  
また、各地域の通知サービスについても周知する。
- ⑥ 抄録集や Web サイトでの案内だけでなく、参加登録者への一斉メールで感染対策についての周知を行う。
- ⑦ 開催期間中のプライベートな飲食についても、密集を回避するとともに、感染対策を行う店舗の利用を推奨する等の注意喚起を行う。

## 2. 会期中：

### (1) 参加受付：

- ① 参加者には来場前の検温実施要請の他、来場自粛を求める基準（前述）を事前に Web サイト等で周知するとともに、開催施設入口に明示する。さらに、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの活用を促すため、QR コードを入口や受付付近に掲示する。
- ② 受付に並ぶ参加者の間隔は以下のような対応を講じることで 1m以上の距離を確保するものとする。
  - A) 一度に入場できる人数を制限する
  - B) プログラム構成を工夫（複数会場を使用する場合に開始・終了時間をずらす等）し、来場のタイミングを分散化
  - C) フロアマーカ―等を使用して参加者を誘導し、ソーシャルディスタンスを確保すること
  - D) これらの履行を管理する誘導要員を配置し、参加者への協力を依頼する
- ③ 入場時に発熱者等が発生した場合の対処のために、開催施設の出入り口付近に隔離スペースを設置する。また、検温機器（サーモグラフィー等）や非接触型体温計の配備等により、一定値以上の発熱があると認められる場合は速やかに隔離スペースへ誘導の上、医療機関へ連絡し、指示に従って対処する。なお、この場合の発熱とは、体温 37.5 度以上が目安となる。
- ④ 検温については、登壇者に対しても一般参加者と同様に実施し、37.5 度以上の発熱が認められた場合は、登壇を控える、オンライン講演に切り替える等の措置を行うことを検討する。
- ⑤ 検温実施者に対しては、日ごと色分けシールをネームカードに貼付する等、来場者の感染症対策への意識向上と安心感を醸成する。
- ⑥ 参加受付デスクにおいて、参加者の連絡先を把握し、必要が生じた場合に追跡可能な対策を講じる。参加者に対してはこうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ⑦ 参加受付デスクでは、必ず「健康状態申告書」を受け取った後、参加受付業務を行う。なお、申告書を持参しない参加者も想定されるので、受付近くに記入用デスクを準備する。
- ⑧ 現金の取扱いを極力減らすため、事前参加登録やキャッシュレス決済の導入を検討する。
- ⑨ 受付時、受付担当要員と参加者との接触機会、受付付近での滞留時間を極力減らすためタブレット端末の利用等を推進する。

- ⑩ 参加者には、マスク着用、咳エチケット、手洗い・手指の消毒を要請する。マスク未着用者への対応のため、参加登録受付デスクに一定数のマスクを準備しておく。
- ⑪ アクリル板や透明ビニールカーテンにより、参加者と担当要員との間を遮蔽するよう努める。なお、このような飛沫感染防止用の遮蔽物の設置にあたっては、換気に影響を与えないよう留意するとともに、火気使用設備等熱源の近くは避け、燃えにくい素材を使用することとする。
- ⑫ 受付担当要員は、マスクや手袋、フェイスシールドを着用する。また、担当要員同士も適切な間隔を空けて配置するようにする。
- ⑬ パンフレット・チラシ・アンケート等の紙媒体は手渡しによる配付は避ける。
- ⑭ 参加者の到着が集中した際のソーシャルディスタンスの確保のため、参加者が滞留しないような対応を検討する。

## (2) クローク :

設営しないこととする。

## (3) セッション会場 :

- ① 参加者数の見込みをもとに、可能な限り参加者間のソーシャルディスタンスを保つことのできるセッション会場を選定する。
- ② 収容率については、開催地域における各都道府県知事の方針に従うこととし、「感染拡大が抑制できている状態」では会場の収容人数の 100%までの収容を可能、その際の座席は、密にならない程度に参加者間の適切な距離を確保できる配置とする。「感染が概ね抑制できている状態」では収容率 50%での開催とするが、感染状況の変化を踏まえ、「感染拡大が抑制できている状態」であっても。収容率 50%にて開催可能な会場を選定する。
- ③ 立ち見は禁止する。
- ④ パネルディスカッション時等の登壇者間は 1m、登壇者と参加者間は 2mの距離を確保する。距離の確保が難しい場合は、登壇者周囲へのアクリル板の設置を検討する。
- ⑤ セッション会場へ入りきれない場合を想定し、中継会場の設置も検討する。
- ⑥ 会場内の入退場口を区分し、参加者の入れ替え時に入退場の混乱を避けるため、適切な動線を敷くとともに、会場内に明示して周知する。
- ⑦ 会場入口に消毒液を設置する。
- ⑧ 機械による換気を行うとともに、可能な限り入退場口等 2 つの扉を開放し、会場内の換気に努める。

なお、

- ・会場の構造上十分な換気が困難な場合は、換気のための機器（サーキュレーター等）を設置する等の対策を検討する。
  - ・扉の開放に伴い、廊下、ロビー等セッション会場周辺は静粛な状態を維持するよう案内に努める。
  - ・寒冷な環境においては、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うよう留意する。
- ⑨ マイク等共有で利用する物品については、こまめな消毒や交換を行うとともに、フロアとの質疑応答では代替する技術(チャットシステム等)の導入を検討する。
  - ⑩ パンフレットや資料等の紙媒体は手渡しによる配付は避ける。
  - ⑪ セッション開始前に、スクリーンを活用して参加者に対する感染防止策等の周知・広報を行う。
  - ⑫ 弁当等パッケージされた食事の提供とともに開催されるランチョンセッション等の対応については、以下の「食事会場」の項に示す。
  - ⑬ ポスターセッション会場を展示会場内に設ける場合は、以下の「併催展示会」における対策に準ずる。なお、対面でのやりとりはできるだけ避けるため、電子ポスター等も併せ、デジタルでの質疑応答の手法を検討する。
  - ⑭ セッション終了後、エスカレーターやホールの混雑により密にならないよう動線の規制を検討する。

#### （４）併催展示会：

- ① 会場内の換気のため、搬出入口を開放し空気の流れを作る。
- ② 会期中、必要に応じて通路や共用部を消毒する。
- ③ 会場内の混雑状況を頻繁に監視し、参加者同士がソーシャルディスタンスを十分に確保し、必要に応じて入場制限を行う。
- ④ 出展者へ、ブースあたりの説明要員数に制限を設ける等の協力を求める。
- ⑤ 出展者へ、出展品等の接触感染防止策（こまめな消毒、許可なく触れさせない等）を依頼する。
- ⑥ 出展者へ、端末はこまめに消毒を行い、説明用資料は手渡しによる配付は避けるよう依頼する。
- ⑦ 出展者へ、担当要員には、マスクとフェイスシールドの着用を依頼する。
- ⑧ 出展者へ、ブースデザイン計画にあたり、通常以上にスペースに余裕を持たせるよう依頼する。
- ⑨ 出展者へ、ブース内での飲食物の提供は控えるよう依頼する。
- ⑩ 出展者証の使い回しを避けるためすべて使い捨てとし、毎日新しいものを配付する。



- ⑪ 展示小間の設営、展示会場内の運営においては当該業界等のガイドラインを参照する。

## (5) 食事会場：

- ① 飲食を伴う懇親会等を実施する場合は、参加見込み数をもとに参加者のソーシャルディスタンスを可能な限り2m（最低1m）確保できる広さの会場選定を行い、機械による換気を行うとともに扉の開放等により場内換気に努める。
- ② 食事提供を行う会場の使用に際しては、収容定員の50%での開催とする。収容定員がない場合は、十分なソーシャルディスタンスを保つ。
- ③ 参加者を把握できるよう事前登録制とする。
- ④ ソーシャルディスタンスを確保するため、できる限り着席形式での実施とする。
- ⑤ 食事中以外は、マスクを着用するよう、場内アナウンス等により参加者へ周知する。
- ⑥ テーブル間の距離を確保し、テーブルあたりの着席人数もソーシャルディスタンスを確保できる人数とし、対面を避ける配置とする。
- ⑦ 食事はbuffet形式を避け、弁当等パッケージされた食事の個別提供とする。
- ⑧ 食事の提供とともに開催されるランチョンセッション等においては、以下の対応を行う。
- ・ 食事の提供は、弁当等パッケージされたものを会場入口に準備しておき、各自で取って入場する。
  - ・ 開始前に参加者が会場前に並ぶことで、密にならないよう適切な待機列を設ける。
  - ・ 飲食時以外のマスク着用厳守：
    - ▶ 入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの販売を実施する。
    - ▶ セッション開始前に、飲食時以外のマスク着用の徹底を、スライド映写・アナウンス等で周知する。
    - ▶ 会場内において適切な監視体制を敷き、マスク着用を徹底する。
  - ・ 質疑応答は、代替する技術（チャットシステム等）の導入を検討する
  - ・ 機械による換気を行うとともに扉の開放等により場内換気に努める。
  - ・ 連絡先の把握：  
事前予約制と座席指定によって、参加者の連絡先を把握する。
  - ・ 食事時間の短縮：  
食事中は極力会話を避け、飲食後は速やかにマスクを着用する。
- ⑨ 飲食用に感染防止策を行った会場や指定したエリア以外においては、飲食を禁止する。

## (6) パブリックスペース :

- ① 混雑が予想される企画、時間帯、場所等を想定し、フロアマーカ―やパーテーション等を活用し、一定エリア内での参加者密集を避ける工夫を行うとともに、必要な場合は人数制限等の対策を講じる。
- ② 開催施設で、同日に複数の催事が開催される場合、参加受付デスクの分散と、それに伴う動線や待機列の分離を調整しておく。
- ③ 運営要員による誘導案内等は、拡声器を活用して大声の発声を避ける。
- ④ 参加者が集まりそうな場所・時間帯を特定し、案内要員を配置するなどして、分散のための措置を講じる。
  - ・特に、休憩時間中の局所的な密集を避けるため、プログラム構成を工夫し分散化を図る。
  - ・会期中は施設内を全面禁煙とする。
- ⑤ 開催施設内の適切な場所に、感染拡大防止の取り組みに関する参加者への協力依頼事項を看板等で掲出する。
- ⑥ 天候を考慮したうえで、屋外休憩スペースの設置も検討する。
- ⑦ 開催施設がホテルの場合、そこに宿泊している参加者は別動線での入退場が可能になることも想定し、検温場所については十分に検討する。

## (7) 有事対応 :

感染が疑われる参加者・運営関係者が発生した場合の対応策については、救護室の設置や必要な備品の準備等、あらかじめ、対応手順について開催施設と相談し、マニュアル化しておくことが必要である。

- ① 参加者・運営関係者に感染が疑われる場合、速やかに参加受付付近に設置した隔離スペースないしは救護室へ隔離する。
- ② 対応するスタッフは、マスク、手袋、フェイスシールド、ガウンを着用する。
- ③ 速やかに医療機関へ連絡し、指示に従う。
- ④ 感染が疑われる参加者・関係者へは、主催責任者ないし運営担当責任者等より③の指示を説明し、指示に準拠して対応する。

## 3. 会期後 :

- ① 感染が疑われる参加者・関係者が発生した場合、主催者または運営事業者は保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。  
取得した参加者情報に基き、接触した可能性のある参加者へ情報提供を行い、感染が疑われる症状が発生した場合、医師の診察を受けるよう案内する。

- ② 「健康状態申告書」等は、個人情報保護の観点から保管に十分な対策を講じ、感染拡大防止の対策目的にのみ使用する。保管期間は当面 1 ヶ月以上を目安とする。

## V. 運営関係者の安全対策

運営関係者には、各種ディレクター、アルバイトスタッフ、音響・照明・映像関連オペレーター、施工要員、開催施設要員等が含まれる。日ごとに要員が入れ替わることが想定されるため、主催者・運営事業者によりしっかりと管理できる体制を構築する。

- ① 運営関係者オリエンテーション時に、感染防止対応対策について十分に説明する。
- ② 出勤前に、体温測定、自覚症状の確認を行い、運営責任者に情報集約し記録する。
- ③ 出勤後の検温により異常が認められない場合、毎日検温実施済みシールをネームカードに貼付する等、参加者への安心感を与える方策についても検討する。
- ④ 感染が疑われる症状を呈している場合の連絡・意思決定ルートをあらかじめ定め、それらに基づき自宅待機等にて対処する。新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者であることが判明した場合、及び過去 14 日以内に入国制限等のある国・地域からの渡航者・在住者との濃厚接触がある場合についても、自宅待機等にて対処する。
- ⑤ 出勤時、担当部署での勤務開始時、トイレ使用後等における手洗い・手指の消毒を徹底する。
- ⑥ すべての運営関係者がマスクを着用する。
- ⑦ 参加者との接触感染リスクの高い参加受付要員は、手袋とフェイスシールドを着用する。
- ⑧ 安全な運営のために必要な人数を割り出し、ジョブローテーションを工夫する。
- ⑨ 勤務に際し、適切な休息の確保や水分補給等健康維持に必要な対応を行う。
- ⑩ 現金や参加者の荷物を扱う者、頻繁に手を洗うことができない者が従事する場所には、手指用の消毒液を配置する。
- ⑪ すべての運営関係者に社会的責任を自覚させ、自身の健康状態を把握させる。
- ⑫ 運営要員 1 人 1 人に、十分な栄養摂取と睡眠確保を心がける等の健康管理を促す。
- ⑬ 運営事務局へもアクリルパネルを設置することや、コの字レイアウトとし、運営関係者が対面しないようその内側に着席する等の工夫を検討する。
- ⑭ 運営用トランシーバーを個別に管理し、他の要員のものを使わないようにする。
- ⑮ オンライン配信会場等、オペレーターが常駐する部屋の換気を徹底するため、サーキュレーターの設定を検討する。
- ⑯ 食事・休憩等、運営関係者が集中してしまう場面が発生するため、余裕を持ったプログラム策定や人員配置、従事するスタッフ数について検討する。
- ⑰ 運営マニュアルに、開催時点での最新の政府指針・目安の一部を掲載する等により、運営要員の安全な運営に対する理解・協力の向上に努める。

## VI. 開催施設への依頼事項

- ① 主催者・関係者との協議：
  - ・開催にあたっての主催者、運営事業者との事前打合せ。
  - ・特に、同日に同じ施設で複数の催事が開催される場合の、登録受付の設置場所、動線・待機列の分離等。
- ② 施設ごとに感染症対策に対する対応や条件に違いがあり、都度調整や確認が必要となることが想定される。あらかじめ、本ガイドラインの記載事項と施設管理側のルールとの調整を図る。
- ③ 全館貸し切りとした場合でも、公共施設の場合は不特定多数の来場が予想されるため、施設側と主催者・運営者側とのより強い連携を構築できるよう調整を図る。
- ④ 施設内の清掃・消毒の頻度・精度を高め、とくに接触の機会が多い物品は可能な限り設置しない。
- ⑤ 来場者や運営関係者が手指を消毒できるように、手指用の消毒液を施設エントランス、トイレ等に設置する。トイレには、タオル等共用する備品は設置しない。
- ⑥ 検温機器（サーモグラフィー等）や非接触型体温計等を配置する。
- ⑦ 検温実施済者の識別を共通認識できるようにしておく。
- ⑧ 休憩スペース等のテーブル・椅子・タッチ式の案内パネル等不特定多数が共用する物品や箇所・機材等は定期的に消毒する。
- ⑨ 各日のプログラム終了後の会場貸出の使用機材・備品等（マイク、演台・司会台等）を消毒する。
- ⑩ 施設内の空気循環：
  - ・空調・換気設備による換気を十分に行う。
  - ・寒冷な環境においては、適切な室内環境（温度・湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うよう留意する。
- ⑪ 密閉空間や飛沫拡散の防止：
  - ・換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する場所を避けるため、喫煙所を閉鎖する。
  - ・飛沫拡散防止のため、トイレ内のハンドドライヤーを運転停止とする。
- ⑫ 施設従業員のマスク着用
- ⑬ 医療機関、保健所の確認：

開催中に感染の疑いのある参加者が発生した場合に速やかに連携が図れるよう、最寄りの医療機関や所轄保健所の連絡先を確認しておく。
- ⑭ 救護室の設置：

感染が疑われる等、体調に問題のある参加者を、一時的に収容できる場所を確保する。

⑮ 清掃作業：

鼻水、唾液等が付着したゴミは、ビニール袋に入れて密閉する。ゴミを回収する作業員は、マスクや手袋を着用して作業にあたり、作業後マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

## VII. 身体接触を伴う実技研修

本学会では、教育委員会事業として、リンパ浮腫治療に必要な知識・技能の向上ならびに平準化を目的として、「教育委員会認定 アドバンス研修」を開催しているが、コロナ禍においては「感染拡大が抑制できている状態」にて対面で実施可能とし、身体接触を伴う実技研修は、以下のとおりとする。

① 対面での講義（座学）については、上述「IV. 参加者への安全対策」「V. 運営関係者の安全対策」「VI. 開催施設への依頼事項」に準じた措置を講じる。

② 身体接触を伴う実技研修については、以下の感染対策を講じて実施する。

		備考	
受講人数		会場規模を考慮の上で決定	
受講前の確認	新型コロナワクチン接種	講師・受講者ともに接種を義務付ける	接種証明書を研修前に提出（事務局より通知）
	健康チェック表	受講前 14 日間の「体温測定」「症状の有無」を記載	会場受付にて確認
	接触確認アプリの登録	COCOA のダウンロードを推奨	陽性者との接触があった場合は参加中止
当日の感染対策	体温測定	会場受付にて測定	37 度以上、且つ平熱よりも 0.5 度以上で参加中止
	手指衛生	受付時、実技中随時	
	マスク	サージカルマスクの着用を義務化	各自持参
	フェイスシールド	実技時の装着を義務化	各自持参
	用具等の消毒	プログラム前後、休憩前後等、随時実施	ベッド、マイク、机、ドアノブ等、共有で利用・接触する用具等
	室内換気	常時換気	会場、講師控室

以上